

○倉敷市子ども医療費給付条例施行規則

平成13年9月28日

規則第98号

改正 平成14年9月12日規則第93号

平成18年9月29日規則第91号

平成20年9月30日規則第66号

〔この改正で題名改正〕

平成23年4月26日規則第35号

平成26年6月27日規則第49号

倉敷市乳幼児医療費助成条例施行規則(昭和48年倉敷市規則第51号)の全部を改正する。

(目的)

第1条 この規則は、倉敷市子ども医療費給付条例(平成13年倉敷市条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定める。

(受給資格者証の交付等)

第2条 条例第6条の規定に基づく申請は、所定の受給資格者証交付申請書に医療保険各法による被保険者証を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、所定の受給資格者証交付台帳に記載し、所定の受給資格者証を交付するものとする。

3 受給資格者証の再発行の申請も、同様とする。

(医療費の支払)

第3条 条例第8条第1項に規定する医療費の審査及び支払に関する事務は、岡山県国民健康保険団体連合会又は社会保険診療報酬支払基金に委託して行うものとする。

(医療費支払の特例)

第4条 条例第8条第2項に規定する規則で定める場合とは、次に掲げる場合とする。

(1) 岡山県以外の医療機関等で療養を受けた場合

(2) 医療保険各法に規定する療養費の支給、移送費の支給又は家族移送費の対象となる療養等を受けた場合

(3) 国民健康保険法に規定する被保険者資格証明書により療養を受けた場合

(4) 母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づく、養育医療の給付の対象となる

療養等を受け、かつ、同法第21条の4第1項の規定により扶養義務者が費用を徴収されることとなる場合

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めた場合

(給付申請の方法)

第5条 前条第1号に規定する医療費の給付を受けようとする場合は、所定の申請書に医療機関等が発行する領収証又は診療報酬領収証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

2 前条第2号及び第3号に規定する医療費の給付を受けようとする場合は、所定の申請書に保険者が発行する通知書又は証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

3 前条第5号に規定する医療費の給付を受けようとする場合は、市長が別に定めるところにより、医療機関等が発行する領収証又は診療報酬領収証明書を添えて、市長に申請しなければならない。

(医療費の給付)

第6条 市長は、前条の規定に基づく給付申請書を受理したときは、その申請の内容を審査し、適正と認めたときは速やかに医療費の給付を行うものとする。

2 市長は、前条の規定によりがたい特別の事情があると認めた場合は、この方法によらず医療費を給付することができる。

(台帳の整備)

第7条 市長は、所定の子ども医療費支給台帳を備え、医療費の支給に関し、必要な事項を記載するものとする。

(届出)

第8条 条例第10条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 受給資格者及び保護者の住所氏名

(2) 被保険者名、加入者又は組合員名

(3) 保険者名、事業団名又は組合名

(4) 被保険者証、加入者証又は組合員証の記号・番号

(5) 附加給付金の内容

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる事項に関する届出は、所定の受給資格変更届により行うものとする。

3 条例第10条に規定する受給資格を失ったときの届出は、所定の受給資格喪失届により行

うものとする。

- 4 条例第10条に規定する給付事由が第三者の行為によって生じたものであるときの届出は、所定の第三者行為傷病届により行うものとする。

(医療費の返還)

第9条 条例第11条及び第12条の規定による医療費の返還通知は、所定の医療費返還通知書により行うものとする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成13年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の規定は、平成13年10月1日以後に受けた療養について適用し、平成13年9月30日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則 (平成14年9月12日規則第93号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条の規定は、平成14年10月1日以後に受けた療養について適用し、平成14年9月30日以前に受けた療養については、なお従前の例による。

附 則 (平成18年9月29日規則第91号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月30日規則第66号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年4月26日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年6月27日規則第49号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に受けた医療保険各法の規定による訪問看護療養費又は家族訪問看護療養費の支給の対象となる療養に係る医療費の給付申請の方法については、なお従前の例による。